



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年4月27日金曜日 第2970号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示..... (情報政策課) ... 342

指定自立支援医療機関の指定(2件)..... (健康増進課) ... 342

指定自立支援医療機関の辞退..... (") ... 343

農用地利用配分計画の認可申請..... (農政課農地・担い手対策室) ... 343

解除予定保安林にする旨の通知..... (森林整備課) ... 343

保安林の指定施業要件の変更予定..... (") ... 343

保安林の指定施業要件の変更..... (") ... 344

漁業の許可又は起業の認可の申請期間(2件)..... (水産課) ... 344

急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防課) ... 344

指定居宅サービス事業の廃止..... (東予地方局地域福祉課) ... 345

指定居宅介護支援事業の廃止..... (") ... 345

指定介護予防サービス事業の廃止..... (") ... 345

建設業者の許可の取消し..... (東予地方局管理課) ... 345

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項による特定施設の設置の許可申請の概要..... (東予地方局四国中央保健所) ... 346

道路の供用開始(県道猪伏西谷線)..... (中予地方局久万高原土木事務所) ... 347

公 告

平成30年度原子力災害時におけるドローンを活用した情報収集体制構築業務..... (原子力安全対策課) ... 347

人事委員会告示

平成30年職種別民間給与実態調査の実施..... (人事委員会事務局) ... 348

正 誤

平成30年3月27日付け第2961号外2愛媛県規則第17号(愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則)中..... (長寿介護課) ... 349

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第452号

次のとおり落札者を決定した。

平成30年4月27日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・支援及び利用支援業務一式	愛媛県企画振興部政策企画局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成30年3月27日	フェイス・ソリューション・テクノロジー株式会社松山支店 松山市南江戸二丁目9番17号 せとかんビル3F	27,216,000円	一般競争入札	平成30年2月13日

○愛媛県告示第453号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成30年4月27日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
コスモ調剤薬局三島店	四国中央市中之庄町123番2	株式会社オリエントファーマシー	精神通院医療(薬局)	平成30年4月1日
ならの木薬局ビギン	今治市北日吉町一丁目8番17号	株式会社ナスカ	精神通院医療(薬局)	平成30年4月1日
フロンティア薬局宇和中央店	西予市宇和町卯之町3丁目149	株式会社フロンティア	精神通院医療(薬局)	平成30年4月1日
レデイ薬局道後石手店	松山市新石手101番地1	株式会社レデイ薬局	精神通院医療(薬局)	平成30年4月16日

○愛媛県告示第454号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成30年4月27日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社ひかり	広島県呉市阿賀中央四丁目5番16号	訪問看護ステーションひかり八幡浜事業所	八幡浜市矢野町449-3森ビル第5	精神通院医療	平成30年4月1日

○愛媛県告示第455号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の辞退の申出があった。

平成30年4月27日

愛媛県知事 中村時広

名 称	辞退年月日
心療内科絆	平成30年3月31日

○愛媛県告示第456号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成30年4月27日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積(㎡)
安藤英利	愛媛県西条市水見丙982番地10	愛媛県西条市水見丙747番1	1,065

2 申請年月日

平成30年4月18日

○愛媛県告示第457号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林

法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成30年4月27日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所
大洲市肱川町山鳥坂2003の2・2004の2・2205の3(以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。)
・2205の6(国有林)、2002の4、2003の3、2004の3
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第458号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年4月27日

愛媛県知事 中村時広

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
宇和島市津島町高田甲449(次の図に示す部分に限る。)、津島町高田甲445の2、甲448の2、甲450の3、甲451の3、甲452の3、甲453の2、甲456の2、甲517、甲518、丁4の1、丁5の1、丁6の1、丁7、丁8、丁10、丁11の1、丁12、丁13の1、丁14、丁15の1、丁16、丁17の1、丁18の1、丁19、丁20、丁22の2、丁24の1、丁25から丁28まで、丁30、丁33の1、丁34の1、丁35、丁37の1、丁39の1、丁39の2、丁41の2、丁42、丁43の1、丁45の1、丁46、丁47、津島町岩松甲1023、甲1024、甲1025、甲1026、甲1027、甲1221、甲1223の2、甲1223の3、甲1225、甲1226の1、甲1226の2
- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

宇和島市津島町山財1695、2094、2099、2102、2103の1、2103の2、2104、2112、3247、3928、3930、3934、3937から3940まで、3943から3946まで、3970、3975から3978まで、3981、3983、3996、3997、4097、4559、4560、4576、4579、4582、4603、4607、6042の1、津島町横川12214

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

宇和島市津島町北灘第3号95の3から第3号95の5まで、津島町近家甲845の1、乙395-3、乙395-8、乙396

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第459号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年 4月27日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西条市小松町石鎚字大成1144、1148、1153から1156まで、1158から1160まで、1164、1165、字諏訪1651から1654まで、1657、1659、1660、1668から1670まで、字戸石2475から2477まで、2479、2480、2483から2492まで、2563、2564、2566、2570

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第460号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成30年 4月27日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成30年 4月27日から 5月10日まで

○愛媛県告示第461号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成30年 4月27日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成30年 4月27日から 5月10日まで

○愛媛県告示第462号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所及び町役場において縦覧に供する。

平成30年 4月27日

愛媛県知事 中村時広

柿原B

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱8号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
宇和島市	柿原	小谷	甲1881番	1号
			甲1887番2	2号
		杖ノ崎	丁214番9	3号、4号
			丁214番1	5号
		小谷	甲1892番1	6号
			甲1894番	7号
		甲1895番	8号	

柏A

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次結んだ線及び標柱16号と標柱1号を町道柏柏崎線北西側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
南宇和郡愛南町	柏	310番	1号
		311番1	2号、3号
		314番	4号
		291番	5号
		272番	6号

267番	7号、8号、9号
265番	10号
273番	11号
276番	12号

290番	13号
330番	14号
342番	15号、16号

○愛媛県告示第463号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年4月27日

愛媛県東予地方局長 高橋正浩

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社 すみれ	福祉用具貸与事業所すみれ	愛媛県新居浜市新須賀町三丁目1番50号	平成30年3月31日	特定福祉用具販売
社会福祉法人愛美会	ヘルパーステーションひのたに	愛媛県四国中央市上分町乙8番地3	平成30年3月31日	訪問介護

○愛媛県告示第464号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年4月27日

愛媛県東予地方局長 高橋正浩

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社佐藤建設	居宅介護支援事業所 ファミーユ	愛媛県四国中央市妻鳥町2877番地13	平成30年3月31日	居宅介護支援

○愛媛県告示第465号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年4月27日

愛媛県東予地方局長 高橋正浩

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社みらい	ケアサポートみらい	愛媛県西条市喜多川173番地1 藤田ビル1F西	平成30年3月1日	介護予防訪問介護
常盤タクシー株式会社	ときわデイサービス	愛媛県今治市中日吉町二丁目1番35号	平成30年3月8日	介護予防通所介護
株式会社 すみれ	福祉用具貸与事業所すみれ	愛媛県新居浜市新須賀町三丁目1番50号	平成30年3月31日	特定介護予防福祉用具販売
社会福祉法人愛美会	ヘルパーステーションひのたに	愛媛県四国中央市上分町乙8番地3	平成30年3月31日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第466号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成30年4月27日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(特-27)第14324号	平成28年1月19日	(有)石村住建	石村 文夫	四国中央市川之江町3694-2	平成30年3月13日	土木工事業 とび・土工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止(一部)
(般-27)第17602号	平成27年10月20日	後藤サイディング	後藤 直樹	西条市丹原町北田野145-2	平成30年3月13日	タイル・れんが・ブロック工事業	建設業の廃止(法人成り)
(般-29)第15165号	平成29年10月24日	(株)藤田組	藤田 国仁	西条市港232	平成30年3月19日	屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止(一部)
(般-29)第11562号	平成29年6月10日	(有)藤田水道工業所	藤田 正士	今治市吉海町幸新田229	平成30年3月27日	管工事業 塗装工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第467号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成30年4月27日

愛媛県四国中央保健所長 早 田 亮

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社トーヨ
四国中央市金生町下分1952-1
代表取締役 長野 雄二

2 事業場の名称及び所在地

株式会社トーヨ
四国中央市金生町下分1952-1

3 特定施設に関する事項

抄紙施設(N5号)

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第23号チ 抄紙施設		
特定施設の能力	1日当たり40トン処理		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	平成30年11月		
使用開始の予定年月日	完成後直ぐ		
特定施設の使用時間間隔	連続		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0	
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 330	
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 930 最大 980	

窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	22
	最大	33
りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	1.7
	最大	2.5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	2,075
	最大	2,191

4 汚水等の処理施設に関する事項

ガンマフィルター(新設)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	平成30年11月		
使用開始の予定年月日	完成後直ぐ		
処理施設の種類	製紙排水処理施設		
処理施設の構造	SUS		
処理施設の主要寸法	3,020ミリメートル×1,450ミリメートル×1,850ミリメートル		
処理施設の能力	1日当たり1,200立方メートル		
汚水等の処理方式	ドラム式フィルター方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用移設の変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 300 最大 330	通常 50 最大 55
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 930 最大 980	通常 60 最大 65

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 22 最大 33	通常 22 最大 33
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.7 最大 2.5	通常 1.7 最大 2.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 800 最大 916	通常 800 最大 916

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.5 最大 6.0~8.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 43 最大 62

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	浮遊物質 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 47 最大 68
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 20 最大 30
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2 最大 3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 14,560 最大 15,000

備考 そのほかに雨水排水口が14箇所ある。

○愛媛県告示第468号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成30年4月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字猪伏9206番2から 同字9219番5まで	平成30年4月27日

公 告

○公 告

次のとおり企画提案書の提出を招請する。
平成30年4月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 業務概要

- (1) 業務名
平成30年度原子力災害時におけるドローンを活用した情報収集体制構築業務
- (2) 業務内容
平成30年度原子力災害時におけるドローンを活用した情報収集体制構築業務公募型プロポーザル手続等に関する説明書(以下「説明書」という。)による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から平成31年3月20日まで

2 参加資格及び評価項目

- (1) 企画提案書の提出者に必要な資格
知事の審査を受け、平成29年度から平成31年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- イ 参加表明書の受領の期限の日から企画提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て又は会社法(平成17年法律第86号)の規定による特別清算開始の申立てがなされていないこと(民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- エ 企画提案書の受領の期限の前6か月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは当該暴力団員が役員となっている法人その他の団体又はこれらの者の利益となる活動を行う者でないこと(アに該当する者を除く。)
- カ 平成25年度から平成29年度までの間において、1で示した

業務と同種若しくは類似の業務の実績又は当該業務に類する実証実験等の運営若しくは当該実証実験等への参画の実績があること。

(2) 企画提案書を特定するための評価項目

ア 業務の実施体制

1で示した業務と同種若しくは類似の業務の実績又は当該業務に類する実証実験等の運営若しくは当該実証実験等への参画の実績、配置予定技術者の資格及び実績並びに実施体制

イ 事業内容

ドローン運航システムの機能、性能等、ドローン飛行テスト及びドローン運航システムの運用体制の妥当性

ウ 業務計画

情報収集体制の構築スケジュール及び進捗管理の妥当性

エ 保守及び管理の方針

情報収集体制の保守及び管理の体制の妥当性

オ ランニングコスト

情報収集体制の運用並びに保守及び管理に係るコストの経済性

カ 構築コスト

情報収集体制構築に係るコストの経済性

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課原子力防災グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2341

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

平成30年4月27日(金)から5月18日(金)までの執務時間中(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。)

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

平成30年5月18日(金)午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

(4) 企画提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

平成30年6月5日(火)午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等

により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課原子力防災グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2341

(4) その他

詳細は、説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered:

Development of information gathering system for nuclear emergencies using drones during the fiscal year of 2018 of Ehime Prefecture , 1 set

(2) Time limit to express interests: 5:15 p.m. , 18 May 2018

Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m. , 5 June 2018

(3) For further inquiries relating to the proposal , please contact:

Nuclear Disaster Prevention Group , Nuclear Safety Measures Division , Disaster Prevention Subdepartment , Public Affairs and Environment Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2341

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第2号

平成30年職種別民間給与実態調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例(平成20年愛媛県条例第68号)第3条第2項の規定により告示する。

平成30年4月27日

愛媛県人事委員会

委員長 宇都宮 嘉 忠

1 調査の目的

地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料の作成

2 調査対象の範囲

県内の企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所

3 報告を求める事項

- (1) 事業所に関すること。
- (2) 給与制度に関すること。
- (3) 従業員の給与に関すること。
- (4) 採用に関すること。
- (5) その他勤務条件に関すること。

4 報告を求める事項の基準となる期日

平成30年4月分の最終給与締切日

- 5 報告を求める者
2 に該当する事業所のうち無作為に抽出されたもの
- 6 報告を求めるために用いる方法
実地調査
- 7 報告を求める期間
平成30年 5月 1日（火）から同年 6月18日（月）まで

正 誤

○正 誤

平成30年 3月27日付け第2961号外 2 愛媛県規則第17号（愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則）中

ページ	箇 所	誤	正
17	上から13行目	平成30年愛媛県条例第 号	平成30年愛媛県条例第 17号